

東京都板橋区特別区税条例の一部を改正する条例を公布する。

令和 8 年 3 月 3 1 日

東京都板橋区長 坂 本 健

東京都板橋区条例第 2 3 号

東京都板橋区特別区税条例の一部を改正する条例

東京都板橋区特別区税条例（昭和 3 9 年板橋区条例第 4 7 号）の一部を次のように改正する。

第 3 7 条第 1 項中「三輪以上の軽自動車に対し、当該三輪以上の軽自動車の取得者に環境性能割によつて、軽自動車等に対し、当該軽自動車等の所有者に種別割によつて」を「軽自動車等に対し、その所有者に」に改め、同条第 2 項を削り、同条第 3 項中「種別割」を「軽自動車税」に、「、第 1 項」を「、前項」に、「その使用者に」を「当該軽自動車等の使用者に軽自動車税を」に改め、同項ただし書中「または」を「又は」に、「これを課さない」を「この限りでない」に改め、同項を同条第 2 項とする。

第 3 7 条の 3 第 1 項中「、軽自動車税の賦課徴収については」及び「第 3 7 条第 1 項に規定する三輪以上の軽自動車の取得者（以下この節において「三輪以上の軽自動車の取得者」という。）又は」を削り、同条第 2 項中「三輪以上の軽自動車の取得者又は」を削り、同条第 3 項及び第 4 項を削る。

第 3 7 条の 5 から第 3 7 条の 1 0 までを削る。

第 3 8 条から第 4 0 条までの規定（見出しを含む。）、第 4 2 条（見出しを含む。）、第 4 3 条（見出しを含む。）及び第 4 4 条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第 4 5 条第 2 項中「第 3 7 条第 3 項ただし書」を「第 3 7 条第 2 項ただし書」に、「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第 9 項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第 4 6 条（見出しを含む。）及び第 4 6 条の 2（見出しを含む。）中

「種別割」を「軽自動車税」に改める。

付則第5条の3から第5条の7までを削る。

付則第6条の見出し中「の種別割」を削り、同条第1項中「法第44条第3項に規定する」を「道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項後段の規定による」に、「から第4項まで」を「及び第3項」に改め、「の種別割」を削り、同条第2項中「令和4年4月1日から令和8年3月31日」を「令和7年4月1日から令和10年3月31日」に改め、「の種別割」を削り、同条第3項中「法第446条第1項第3号」を「同項」に改め、「及び次項」を削り、「令和4年4月1日」を「令和7年4月1日」に、「当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割」を「令和8年度分の軽自動車税」に改め、同条第4項を削り、同条第5項を同条第4項とする。

付則第6条の2の見出し中「の種別割」を削り、同条第1項中「の種別割」を削り、「第5項」を「第4項」に改め、同条第2項から第4項までの規定中「の種別割」を削る。

付 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 この条例による改正後の東京都板橋区特別区税条例の規定中軽自動車税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。

2 この条例の施行の日前の三輪以上の軽自動車の取得に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

3 令和7年度以前の年度分の軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

（東京都板橋区特別区税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第3条 東京都板橋区特別区税条例等の一部を改正する条例（平成26

年板橋区条例第25号)の一部を次のように改正する。

付則第5条中「の種別割」を削る。